

### 3.会費規程（案）

## 公益社団法人 日本精神神経学会 会費規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### （会費）

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。  
会員 15千円

### （会費の納期）

第3条 会員は、毎事業年度3月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

### 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。